

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

### 広島県人事委員会規則第十二号

#### 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十三条 (略)</p> <p>一 直前の会計年度の末日において給料表適用職員（人事委員会がこれに相当する者として定める者を含む。以下「給料表適用職員等」という。）として在職していた者で、当該給料表適用職員等を退職した日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と直前の給料表適用職員等として在職した期間の合計期間</p> <p>二 (略)</p> <p>三 同一会計年度内に給料表適用職員等としての在職期間を有する者（第一号に該当する者を除く。） 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と同一会計年度内においてその者が給料表適用職員等として在職した期間の合計期間</p>	<p>(期末手当) 第十三条 (略)</p> <p>一 直前の会計年度の末日まで給料表適用職員（人事委員会がこれに相当する者として定める者を含む。以下「給料表適用職員等」という。）として在職し、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と直前の会計年度内においてその者が給料表適用職員等として在職した期間の合計期間</p> <p>二 (略)</p> <p>三 同一会計年度内に給料表適用職員等としての在職期間を有する者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と同一会計年度内においてその者が給料表適用職員等として在職した期間の合計期間</p>

#### 附 則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。